

コメント

池田 敬 正

(佛敎大学)

御紹介いただきました佛敎大学の池田でございます。社会事業史の立場から、社会の高齢化問題について提言をということで、時間をあたえられました。お許しをいただいて、少しばかり発言させていただきます。

先日（一九九二年九月）、京都のある大きな寺の御門主が九二歳で遷化されました。この大徳は、長らく入院しておられたのですが、自坊に帰りたいということで、特別の措置を外されて戻られます。そして住みなれた自坊で、一日穏やかにすごされた翌日、枕辺に集まられた多くの門弟の方がたの読経のなかで、安らかに浄土に旅立たれたということでした。人間の尊厳を閉じるにふさわしいターミナルの風景というべきでしょう。昔から高僧について時たまこのような話が残されています。もちろんこのようなことは僧侶に限られたことでなく、多くの人に取囲まれるような生涯を過ごされた人生の達人には、よくこのようなことがみられました。ところが現在では、いかに大徳や達人であっても、すべてこのように人間の尊厳にふさわしい風景のなかで最後を迎えることができるでしょうか。

もちろんすべての人が、多くの門弟や家族・知己に取囲まれて旅立てるようにとのべているわけではありません。しかしそれぞれの精一杯に生きてきた人生にふさわしい最後の看取りがほしいのであります。そのためには、まず家族のなかで、そのような関係をどうつくるのができたかということが大事でありますし、さらにそのような関係を地域社会のなかのように拡げることができたかということも大切になります。その場合、本人自身が、家族や地域社会のなかで魅力ある存在としてどのように生きてきたか、人間としての努力がまず必要でしょう。しかし同時に、そうした家族をふくめた努力を社会的に支える各種のシステムである社会保障や社会福祉が大切になります。この各種の社会的システムこそが、魅力ある個人の努力を支え、最初に申したそれぞれ個人にふさわしい風景を可能とするのではないのでしょうか。

そうしたシステムの第一には、社会保険による所得や健康の保障があります。第二には地域社会における平和で生きがいのある生活や交流を保証するシステムがもとめられます。そして第三に大切なのは、高齢者が同居であらうと独居であらうと、また在宅であらうと施設居住であらうと、その自立的な生活を社会的に支える福祉のパーソナルサービスであります。その内容としては、施設における処置、施設の社会化を通じての在宅介護への支援、あるいは在宅支援のホームヘルプサービスや医師・看護婦などによる訪問看護のシステムなど、ほゞそのメニューは出揃っております。

ところがメニューとして出揃いながら、それが最初にふれた人間の尊厳にふさわしい最後の風景を醸し出すのにはほど遠い状況にあると言わざるを得ません。それは、形はあっても内容が伴わない、あるいはそのための皮袋の種類はあってもそれぞれの容積があまりにも小さいからであります。その理由は、社会の高齢化のスピードがあまりにも早く、またその高齢化がきわめて高度になり、その社会的総費用が増大するので、たとえ内容のある制度をつくっても財政的に困難になるのだから、個人責任にまかせべきだというのであります。他方こうした傾向は、国家が本来果たさなければならない責任を回避するものだとする批判もでています。要するに社会的な生活援助システムあるいは社会福祉について、自己責任の論理と国家責任の論理とが相対立していると言わざるを得ません。ところがこの対立の論理は、社会関係を国家と個人との関係に単純化し、地域社会における市民的協力の問題を視野からはずしてしまっています。そしてこのことは、そのための社会的費用あるいは公共的な財政負担をかなり硬直的にか理解させない傾向をもたらししています。

社会の高齢化問題について各種の議論が提起されていますが、ここでは、社会福祉の歴史を学ぶものとして、右にふれた二つの論点から、次のふたつを論じてみようと思います。まず第一は、私たちの生活が地域で営まれる以上、その生活援助のシステムは地域社会における相互協力によって実現されるべきだということです。最初にふれた精一杯生きてきた人間の尊厳にふさわしい最

後の風景を可能とするのも、この地域社会における市民の民主的で公共的な協力によるものだと言えます。そして第二は、高齢化の進行に伴なう社会的費用の負担増大にたいしてどう考えるかと言う問題であります。かなり硬直した議論ではありますが、国民全体の生活費の問題として、社会的協力の問題として論じたく思います。

まず第一は、地域社会における市民的協力の問題であります。

このことは、「自助↓互助↓公助」の系列で社会福祉を説く厚生省の論理やそのことを国家責任の後退と説く反対論とも異なります。歴史的に相互扶助は、個人の自立を認めない前近代社会のなかで成立し、資本制の展開とともに形成される個人の自立とともに解体せしめられました。ところが個人の自立をもたらず自由競争が個人の生活を不安定なものとしめます。そのためかつての相互扶助に民主主義と公共性を導入して換骨奪胎したのが、二〇世紀以降の国や自治体による生活関連公共施策です。それは、教育や医療・雇用・福祉など人間が生活するために必要な社会サービスを、個人責任でなく、社会や国家の責任として公共的に保障しようとするものです。だがその前史は、イギリスと日本とで質的な差がありました。イギリスでは、最下部の自治体である教区単位の運営である救貧法がありますが、これは地域社会の相互扶助を公共的な制度に成長させたものであります。ところが日本の近代最初の救貧法である恤救規則は、地域の相互扶助を前提とする国庫負担にもとづく国家の制度でした。そしてこの制度が、江戸時

代における地域の相互扶助の公共的な制度を抑制することによって成立したことが注目されます。たとえば五〇万をこえる町方人口（武家方人口などを含めると一〇〇万をこえる）を擁する江戸における町会所救済は、町方の自治的な行政の一環として成立したものであって、地域の相互扶助を公共的な制度に発展させたものです。しかもその救済率は、イギリスの救貧法に負けない高さをもっておりました。江戸時代の町や村は、大なり小なり、そうした公共救済の制度をつくりつつあったのです。

ところがこうした制度は、明治維新とともに否定され、恤救規則という天皇の慈恵策がそれに代位することになり、たとえ残っても、官の救済の前提と位置づけられる民の互助あるいは地域相扶に押戻すことになります。イギリスで地域相扶を公共制度に発展させたものが近代の救貧行政となったのにたいし、私たちの日本では、江戸時代における地域相扶の公共化を阻止し、それを前提とする天皇の慈恵策によって代位されたのです。要するにイギリスの公共救済が地域社会の相互扶助であったのにたいし、日本のそれは「無告の窮民」にたいする天皇の恩賜でした。このことが両国の救済率の差を二桁たらしめ、両国の救済についての権利意識を大きく異ならしめます。ついで二〇世紀に入り現代的な社会構成が成立すると、それまでの一部中間層のみが市民とされたのが、すべての国民を市民たらしめ、民主主義を実現させます。このことは、公共化された地域相扶に民主主義を導入することともに国家的な制度化をもたらずでしょう。ところが戦前の日本にお

いては、民主主義を伴わない国家的な制度化であったと言わざるを得ません。この地域相扶の公共化の不徹底、あるいは民主主義的な国家制度の未成熟が、「互助」と「公助」を対立的に捉える感覚を二〇世紀八〇年代まで残存させたと言えます。先にふれた江戸の町会所救済は、イギリス救貧法に匹敵する救済率をもち、それと同質の地域相扶の公共制度化でした。ところが日本近代におけるこの傾向の抑制が、その国家制度化における民主主義の導入を形式的なものたらしめ、「互助」の「公助」化を認めなかったといえましょう。だが一九四五以降の戦後社会においては、医療保険や義務教育など社会サービスの国家制度化が、地域社会や労働運動の民主主義によって支えられながら整備されはじめます。このことは、パーソナルサービスとしての社会福祉事業を民主的で公共的な地域福祉に育てるだけの力量を、日本社会が蓄積しはじめたことを示します。

だがそれにしても、これからの社会の高齢化がもたらす社会的総費用の増大は容易ではありません。高齢者がふえるので、社会保障や福祉サービスの制度を抑制しておかなければ将来財政的に破産するという主張が、強くだされております。厚生省の人口統計は、一九八五年から二〇二五年にかけて、高齢人口一にたいする生産年齢人口が、五・九から二・三に減少すると推計しています。だから「働く人六人で一人の高齢者を支えていたのが、二人で一人を支えなければならなくなる」と言われるようになりました。人口統計からするとたしかにこの通りです。単純に計算すれ

ば、若い人は三倍働かなければならなくなります。こんな数字を見せつけられると私ども年寄りには切なくなります。だが生産年齢人口のすべてが働いている訳ではありません。そのなかで男子より低かった女子の労働力率が高まりつつありますし、高齢人口のなかで働く人もふえていきます。そうなると社会の高齢化のなかで働く人の割合を考えた場合、労働省統計にみられる就業者数を考慮にいれる必要があります。就業者一人にたいする総人口は、一九八五年に二・〇八人であったが、二〇一〇年の就業者数の労働省推計によると、二・一〇人、二〇二五年は就業者数の推計がありませんので二〇一〇年の数字をそのままとすると、二・〇八人です。ということは、働く人は自分を含めて二人養えばよろしいということです。このことは、みんなで働いて社会の高齢化を支える方向を示しております。高齢化に危機意識をもつことも大切でしょうが、みんなで働いて支えようとする意識の方が建設的で健康な考え方ではないでしょうか。地域社会での市民の協力を活かすことになります。

もちろん高齢者の絶対数がふえることもたしかであります。だが社会的に扶養しなければならないのは、高齢人口だけでなく年少人口も加えなければなりません。その両者の総人口中の比重を示す従属人口指数をみると、高齢化が頂点に達するとされる二〇二〇年代に入っても、最初の国勢調査にもとづく一九二〇年の七一・六に達しません*。しかしそれより大切なことは、現在の世界有数の生産力を実現させた一九六〇年代の経済成長を支えたのが、

現在の五〇台前後の世代だということです。この世代が経済成長を支えた働き手であり、いま高齢人口の入り口に差ししかかっております。そしてこの世代の存在が、六〇年代の後半から二〇世紀の最後まで、従属人口指数を四〇台にとどめます。この数字はあと数年しか残りませんが、従属人口指数四〇台の時期を利用して、自分たちの働きで成長させた経済力のなから、これからの高齢化対策の費用支出を要求しても当然ではないでしょうか。要するに高齢化の危機を説くだけでなく、みんなで働いて実現させた経済力に依拠しながらみんなで高齢化を支える体制を、急ぎ足で実現すべきだということです。

この高齢化にかかわる費用についてひとつの計算があります。一九八五年の高齢者への社会保障給付費総額は年金・医療・福祉を合計して二一・四兆円ですが、高齢者が二・五倍になる二〇二五年に現行給付どおり支出するとすれば、五三・五兆円が必要であります。だがこれは、この四〇年間に毎年〇・三パーセントの上昇で実現します。また一九八五年の全社会保障給付費は、三五・六兆円で、対国民所得比一四・〇パーセントでした。その給付費を、今後四〇年間に毎年、年金で二・五パーセント、医療給付で三パーセント、その他給付で二・五パーセント上昇させるとすると、二〇二五年には一七八・二兆円になります。この間の国民所得の成長を年率二・五パーセントとすると六八四・二兆円になります。そしてこの額の対国民所得比は二六パーセントと計算されていますが、この二六パーセントという数字は、一九八九

年のイギリスの場合と同じであります。このようにみえてくると、日本における高齢化にともなう負担増が決して処理できない程膨大なものと言いきれないでしょう。とくに社会保障給付費の対国民所得比を西欧並の水準に引上げるならば、先程のべた地域社会における市民の協力による民主的で公共的な福祉サービスを実現することは決して困難とは言えないでしょう。というより市民の社会的協力の拡大がもとめる民主的で公共的な福祉サービスを財政的に支えることは可能だということです。

以上のべてきたことは、これからの社会の高齢化が必要とする社会保障や社会福祉のパーソナルサービス、とくに後者を実現するためには、なによりも地域相扶から出発する地域住民の協力を、民主的で公共的な制度に成長させることがもともと大切だと言うことであります。そしてこのことは、イギリスが歴史的に体験したことでありますが、日本においても、天皇制国家によって阻止された歴史的な可能性を、戦後半世紀にみられた民主主義の成長によって、具体化できることを示しています。しかもその増大する社会的負担も、国民の民主主義的な判断によって処理できる状況にあると言えます。社会保障給付費の対国民所得比を、現在の西欧並の水準まで引上げることは必ずしも困難ではないでしょう。そのためにも、地域社会における市民的協力が何よりも必要なのであります。

* 一九二〇年の高齢人口も六五歳以上である。当時の状況から考えれば、その高齢人口の最低年齢は、さらに十年位は下げて

考えるべきだろう。とすれば、一九二〇年の従属人口指数はさらに高くなる。

波平 池田先生、どうもありがとうございました。片多先生に続いて非常に刺激的なご指摘をいただきました。一つには六五歳以上の高齢者人口が人口全体の割合で何十パーセントといったような数字だけを見るのではなく、例えば就業者数、労働者数というものを全体人口の中で見るといいう見方をいれると、日本の今後は必ずしも悲観的なものばかりは浮かんて来ないといったご指摘です。また、江戸時代には存在したボランテニア的な弱者を救って行く制度が一〇〇年消えていて、今新たにそういったものが見直されなければならぬ、そして現在続いていますような高齢化社会に対する対応の在り方に別の見方を導入するべきだという大変鋭いご指摘がございました。お二人のコメントターの先生方大変ありがとうございます。

それでは引き続きではございますけれども、ご発表いただきました四人の先生に、大変短くて申し訳ないのですが、お一人五分ずつご発表の順番どおりに加えて戴きます。それが終わりましたらそのまま引き続きフロアーからのご質問、それから場合によりましてはコメントターの先生方とご報告者の相互の質疑応答という形になるかもしれませんが。それでは四人の先生方よろしくお願い致します。